

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○落札者の決定	(公営企業管理事務所)	ページ 740
○国民健康保険組合の規約の変更認可	(医療保険政策課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(福祉・援護課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	741
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(〃)	742
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	(〃)	743
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定	(〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	(福祉・援護課)	744
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	(〃)	745
○救急病院でなくなった旨の告示	(医療課)	〃
○農用地利用配分計画の認可	(経営支援・担い手育成課)	〃
○保安林の指定	(丹後広域振興局)	746
○保安林の指定施業要件の変更予定	(〃)	〃
○公共測量の実施	(用地課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(中丹広域振興局)	〃
○農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援・担い手育成課)	747
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局)	748
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(山城北土木事務所)	749
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課)	〃
○道路の位置の指定	(乙訓土木事務所)	750
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所、山城南土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	〃
○警備業法に基づく検定の実施	752

告 示

京都府告示第459号

落札者を次のとおり決定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調達の名称及び数量
京都府公営企業管理事務所の電力調達 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府公営企業管理事務所
福知山市字石原1158
- (3) 落札決定日
平成30年 8月 1日
- (4) 落札者の名称及び所在地
関西電力株式会社京都法人営業本部
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
- (5) 落札金額
24,018,915円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
平成30年 6月22日
- 2(1) 調達の名称及び数量
京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場の電力調達 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府公営企業管理事務所
福知山市字石原1158
- (3) 落札決定日
平成30年 8月 1日
- (4) 落札者の名称及び所在地
関西電力株式会社京都法人営業本部
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
- (5) 落札金額
3,468,537円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
平成30年 6月22日



京都府告示第460号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都市中央卸売市場国民健康保険組合の規約の変更を平成30年 7月30日認可した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
滋賀県栗東市



京都府告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
ユタカ薬局亀岡中央	亀岡市古世町2丁目135	株式会社ユタカファーマシー	平 30. 8. 1



京都府告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 ファルコ薬局西舞鶴店	舞鶴市倉谷1605	株式会社ファルコファーマシーズ	平 30. 6. 1
旧 ファルコはやぶさ薬局舞鶴日赤前店			
緩和ケア訪問看護ステーション架け橋	新 京田辺市三山木中央3丁目3の9	株式会社在宅緩和ケアオフィス架け橋	30. 5. 19
	旧 " " 柳ケ町17の4		

京都府告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
野田整形外科医院	宇治市広野町茶屋裏35の7	野田 昌信	平 30. 7. 1

京都府告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
辰巳歯科医院	京田辺市山手東1丁目2の7 クリニックステーション2F	辰巳 眞司	平 30. 6. 30

京都府告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
医療法人杉岡歯科医院	居宅療養管理指導	医療法人杉岡歯科医院	福知山市石原2丁目298	平 30. 3. 1
株式会社メディカルかるがも	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	かるがも薬局長岡京店	長岡京市野添2丁目10の17 ソレーユYAMADA 1F	30. 7. 27

京都府告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
株式会社在宅緩和ケア オフィス架け橋	訪問看護・介護予 防訪問看護	緩和ケア訪問看護ステーション架け橋	新 京田辺市三山木中央三丁目3 の9	平 30. 5. 19
			旧 " " 柳ヶ町17の4	
"	居宅介護支援	ケアプランセンター架け橋	新 " " 中央三丁目3 の9	"
			旧 " " 柳ヶ町17の4	



京都府告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人和光会	訪問入浴介護・介 護予防訪問入浴介 護	社会福祉法人和光会訪問入浴介護サ ービスセンター梅林園	城陽市中芦原55	平 28. 5. 1
梅田 浩	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	梅田歯科医院	京丹後市網野町網野178	30. 7. 31



京都府告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
兒玉 和徳	なかま治療院	亀岡市西つじヶ丘美山 台1丁目39の75	平 30. 8. 7
田中 哲也	久津川想い鍼 灸整骨院	城陽市平川浜道裏11の13	30. 8. 6
兒玉 和徳	あらき治療院	長岡京市滝ノ町2の31の 19	30. 7. 5

京都府告示第469号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
ユタカ薬局亀岡中央	亀岡市古世町2丁目135	株式会社ユタカファーマシー	平 30. 8. 1



京都府告示第470号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	変 更 年 月 日
新 ファルコ薬局西舞鶴店	舞鶴市倉谷1605	株式会社ファルコファーマシーズ	平 30. 6. 1
旧 ファルコはやぶさ薬局舞鶴日赤前店			
緩和ケア訪問看護ステーション架け橋	新 京田辺市三山木中央三丁目3の9	株式会社在宅緩和ケアオフィス架け橋	30. 5. 19
	旧 " " 柳ヶ町17の4		



京都府告示第473号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第471号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年 月 日
野田整形外科医院	宇治市広野町茶屋裏35の7	野田 昌信	平 30. 7. 1



京都府告示第472号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	辞 退 年 月 日
辰巳歯科医院	京田辺市山手東1丁目2の7 クリニックステーション2F	辰巳 眞司	平 30. 6. 30



申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
医療法人杉岡歯科医院	居宅療養管理指導	医療法人杉岡歯科医院	福知山市石原2丁目298	平 30. 3. 1
株式会社メディカルかるがも	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	かるがも薬局長岡京店	長岡京市野添2丁目10の17 レーユYAMADA1F	30. 7. 27



京都府告示第474号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
株式会社在宅緩和ケア オフィス架け橋	訪問看護・介護予 防訪問看護	緩和ケア訪問看護ステーション架け橋	新 京田辺市三山木中央三丁目3 の9	平 30. 5. 19
			旧 " " 柳ケ町17の4	
"	居宅介護支援	ケアプランセンター架け橋	新 " " 中央三丁目3 の9	"
			旧 " " 柳ケ町17の4	



京都府告示第475号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人和光会	訪問入浴介護・介 護予防訪問入浴介 護	社会福祉法人和光会訪問入浴介護サー ビスセンター梅林園	城陽市中芦原55	平 28. 5. 1
梅田 浩	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	梅田歯科医院	京丹後市網野町網野178	30. 7. 31



京都府告示第476号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
兒玉 和徳	なかま治療院	亀岡市西つつじヶ丘美山台1丁目39の75	平 30. 8. 7
田中 哲也	久津川想い鍼灸整骨院	城陽市平川浜道裏11の13	30. 8. 6
兒玉 和徳	あらき治療院	長岡京市滝ノ町2の31の19	30. 7. 5

京都府告示第477号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	告示撤回期日
医療法人丹医会園部丹医会病院	南丹市園部町美園町5号8の7	平 30. 4. 1

京都府告示第478号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第4項の規定により次のとおり認可した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
平成30年度	第49号	佐原 勤	宇治市榎島町一ノ坪104	宇治市安田町鶴飼田4ほか4筆
	第50号	株式会社山末農園	久世郡久御山町北川顔村西3の1	久世郡久御山町中島南城68
		石塚 義博	〃 〃 相島曾根32	〃 〃 〃 法楽寺24の1ほか1筆
	第51号	株式会社丹後野村牧場	京丹後市網野町小浜26の6	京丹後市網野町三津三津ヶ丘998ほか93筆
	第52号	〃	〃	〃 〃 〃 島津土橋3500ほか22筆
	第53号	〃	〃	〃 〃 〃 〃 3533

2 認可した日

平成30年 8月13日

京都府告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字石川小字多田谷東側7118から7120まで、7122、7122の1、7123から7125まで、7128から7131まで、7132から7134まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7136、7136の1、7137、7138（次の図に示す部分に限る。）、7139から7144まで、7145（次の図に示す部分に限る。）、小字多田谷西側7148から7160まで、7162、7165から7187まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字多田谷東側7122の1・7124・小字多田谷西側7172から7174まで・7179・7181・7182（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森づくり推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森づくり推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である八幡市長から通知があった。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

八幡市全域

2 測量の期間

平成30年 8月2日から平成31年 3月29日まで

3 測量の種類

公共測量（修正数値図化）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により舞鶴市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) Jモール西舞鶴
舞鶴市字女布小字馬場2番1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社ジュンテンドー
益田市下本郷町206番地5
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による
新設の届出
平成30年3月9日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室
及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- (6) 縦覧期間
平成30年8月28日から平成30年9月28日まで

- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ東舞鶴店
舞鶴市浜町6の1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
J R西日本不動産開発株式会社
尼崎市潮江一丁目1番60号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
平成30年2月15日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室
及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- (6) 縦覧期間
平成30年8月28日から平成30年9月28日まで



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
	第61号	高橋 誠義	福知山市長田749	福知山市長田和田賀5236
		武田 正一	〃 〃 2684	〃 〃 〃 5214ほか1筆
	第62号	農事組合法人 遷喬ふぁーむ	〃 戸田1031	〃 石原流田2104
	第63号	農事組合法人 かわい	〃 三和町畔657	〃 三和町加用カサスギ88の1ほか11筆
	第64号	農事組合法人 観音寺	〃 観音寺59の3	〃 観音寺山下1597ほか1筆
	第65号	こと京野菜株式会社	亀岡市本梅町中野流田10の1	亀岡市本梅町中野流田9の1
	第66号	株式会社アグリサポート夢	福知山市大内1803	福知山市大内四十八3479の1ほか5筆
	第67号	〃	〃	〃 〃 奥ノ前3214ほか1筆

平成30年度	第68号	株式会社アグリサポート夢	福知山市大内1803	福知山市大内通り3184の4
		堀 昭夫	〃 〃 407	〃 〃 樋巻3073の3
	第69号	株式会社アグリサポート夢	〃 〃 1803	〃 〃 新開3144ほか3筆
		堀 昭夫	〃 〃 407	〃 〃 平野3148
	第70号	井上 淳一	〃 宮77	〃 宮高田556の1ほか1筆
	第71号	蘆田 成秋	〃 長田1179の2	〃 〃カゴノ木606の1ほか6筆
		井上 淳一	〃 宮77	〃 〃馬塚179ほか6筆
		北山 正明	〃 田野973	〃 〃山ノ下627ほか5筆
		杉山 司郎	〃 宮157の2	〃 〃一町田241の1ほか2筆
		藤田 昭範	〃 〃373	〃 〃細田613ほか1筆
	第72号	山崎 芳照	亀岡市東本梅町東大谷山根17	亀岡市東本梅町松熊松ヶ鼻47ほか1筆
	第73号	柴田 義雄	〃 日禰田野町佐伯大日堂17の2	〃 宮前町神前双狭口105ほか1筆
	第74号	〃	〃	〃 〃 〃 宝沢寺109ほか1筆

2 縦覧場所

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

3 縦覧期間

平成30年8月28日から平成30年9月11日まで

4 意見書の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成30年8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本探礦株式会社
代表取締役 西川 政宏
宇治市菟道坂川1番地

2 林地開発行為の目的

土石の採掘（採石）

3 林地開発行為をしようとする区域

宇治市菟道坂川1番1ほか（次の図のとおり）

4 林地開発行為をしようとする区域の面積

44.4ヘクタール

5 期間

(1) 林地開発行為を行う期間

平成31年2月1日から平成34年1月31日まで

(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和35年から平成42年1月31日まで

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置			雨天時の作業を中止する。
周辺道路の汚れの発生	運搬車両の出入口から300m以内の区域(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 土曜日ごとに道路の清掃を実施する。	河川水量の増加	防災池放流口から下流の範囲(次の図のとおり)	場内下流部に沈砂兼防災池を設置し、場内の排水は、全て沈砂兼防災池に集水し、好天時に排水量を調整し、志津川に放流する。
交通量の増加	府道京都宇治線から運搬車両の出入口まで(次の図のとおり)	運搬車両は、場内出入口から府道京都宇治線までの間は、時速30km以下で走行する。 菟道自治区内は、時速15km以下とする。 運搬車両の通行時間は、午前8時から午後6時までとし、他の時間帯の運行は、行わない。また、日曜日及び祝日の運行は、行わない。 府道京都宇治線からの出入りを2系統とし、交通量を分散する。また、道路が狭い三室戸側には、府道からの進入部に交通整理員を配置し、安全運転を指導する。	<p>8 縦覧場所</p> <p>(1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室 宇治市宇治若森7の6</p> <p>(2) 京都府農林水産部森づくり推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> <p>(3) 宇治市市民環境部農林茶業課 宇治市宇治琵琶33番地</p> <p>(4) 日本探礦株式会社 宇治市菟道坂川1番地</p> <p>9 縦覧期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月27日(木)まで</p> <p>10 意見書の提出期間及び提出先</p> <p>(1) 提出期間 平成30年8月28日(火)から平成30年10月11日(木)まで</p> <p>(2) 提出先 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室 (「次の図」は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。)</p>		
騒音の発生	開発区域から約300m以内の地域(次の図のとおり)	重機の使用は、午前8時から午後5時までとし、時間を厳守する。 発破作業は、原則として正午に行う。 開発区域の周囲に残置森林を配置し、周辺地域との緩衝帯とする。	<hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/>		
粉じんの発生	プラント施設の中心から約300m以内の地域(次の図のとおり)	プラント施設には、噴霧器を設置し、適宜散水を行い、粉じんの発生を防止する。 その他運搬車両の出入口等の粉じん発生箇所には、散水車で適宜散水を行い、粉じんの発生を防止する。 開発区域の周囲に残置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。	<p>京田辺市から綴喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。</p> <p>平成30年8月28日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/>		
濁水の発生	防災池放流口から下流の範囲(次の図のとおり)	場内下流部に沈砂兼防災池を設置し、場内の排水は、全て沈砂兼防災池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。	<p>京都市から京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画(瓜生山学園地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。</p>		

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第553号	平 30. 8. 20	京都府乙 訓土木事 務所	向日市上植 野町西小路 10の2	m 17.1	最小 6.0 最大 6.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 宇治市大久保町平盛78の1、80の1、84の1、市有地
 （関連区域）
 宇治市大久保町平盛74の8の一部、74の10の一部、78の3の一部、78の4の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 宇治市大久保町平盛74の1
 大和金網株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 八幡市上奈良北ノ口2の一部、2の5、2の16、2の17、下奈良榊6の1、6の2、7の1、7の2、8の1
 （関連区域）
 八幡市上奈良北ノ口2の一部、2の6の一部、2の7の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 摂津市千里丘2丁目8の16
 日本ポリマー産業株式会社
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 京田辺市河原里ノ内71の1、72、75、76
 （関連区域）

京田辺市河原里ノ内75の2、76の3、83の一部、受田56の2の一部、56の3の一部、60の5、60の8、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 宇治市広野町西裏38の3
 株式会社穂高住販
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 京田辺市大住小林13の2、13の4の一部
 （関連区域）
 市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 宇治市槇島町十一87の17
 有限会社TUTUMI工務店
- 5(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 木津川市相楽姫子40の3、41の28、39の一部、44の一部、45の一部
 （関連区域）
 木津川市相楽姫子41の6の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 木津川市相楽姫子13
 飯田 豊

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第164号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年 8月28日

京都府公安委員会
 委員長 石 川 良 一

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種 別	実 施 期 間	定 員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	新規取得講習	平成30年10月9日（火）から平成30年10月16日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時から午後5時まで）の6日間	10人

	追加取得講習	平成30年10月12日（金）から平成30年10月16日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時（講習の初日は、午後0時40分）から午後5時まで）の3日間	おおむね10人
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	新規取得講習	平成30年10月9日（火）から平成30年10月16日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時から午後5時まで）の6日間	10人
	追加取得講習	平成30年10月12日（金）から平成30年10月16日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時（講習の初日及び最終日は、午後0時40分）から午後5時まで）の3日間	おおむね10人

2 講習場所

京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館

3 受講対象者

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

(ア) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3

号警備業務に従事しているもの

イ 追加取得講習

受講申込時において、3号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものに限る。

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

平成30年9月3日（月）から平成30年9月6日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の区分及び種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、平成30年9月10日（月）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年 9月19日（水）及び平成30年 9月20日（木）（提出時間は、午前 9時から午後 5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の前日 6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、3の(1)の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)の(ア)に該当する者
3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「3号警備業務の従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)の(イ)に該当する者
1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)の(ウ)に該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通

d 3の(1)の(エ)に該当する者
旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)の(オ)に該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通

(ウ) 4号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る証明書及び履歴書 各1通

(エ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、受けようとする警備業務の区分以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(オ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 3号警備業務
(ア) 新規取得講習 38,000円
(イ) 追加取得講習 14,000円

イ 4号警備業務
(ア) 新規取得講習 34,000円
(イ) 追加取得講習 10,000円

(2) 納付方法

京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納

付すること。

6 講習の委託先の名称及び所在地
一般社団法人京都府警備業協会

京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館 5階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全課生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



京都府公安委員会告示第165号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年 8月28日

京都府公安委員会
委員長 石川 良一

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務 2級	学科試験	平成30年12月3日（月）	午前 9時から午前11時30分まで	京都市上京区衣棚通出水下の常泉院町128番地 京都府警察本部110番指令センター
	実技試験	平成30年12月15日（土）	午前 8時45分から正午まで	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

平成30年10月22日（月）から平成30年10月26日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

平成30年11月8日（木）及び平成30年11月9日（金）（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料（13,000円）は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）